《一問一答方式》　一 般 質 問 答 弁 書

（担当部課　子ども青少年部　保育課、子ども家庭課

　　　　　　　　　　　　　　子育て企画課）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 質 問 者 |  通告２９番 　原田 建　議員 |  関連 質問 |    |
| 件名 | １　虹色な子どもたち応援！保育園・幼稚園と学校と地域の共創デザイン |
| 要　旨 | （１）保育園・幼稚園等の課題について |
| 聞き取り内容 | 1. 幼稚園・保育園等の「発達支援コーディネーター」研修の実施内容は。小中学校特別支援教育コーディネーターとの違いは何か。

②　研修を受ける保育士等への加算をするべきではないか。③　特別支援保育と個別支援保育の制度はどのような内容か。④　保育士配置基準の１歳児の改善と近隣市との違いについての考えは。⑤　人材紹介補助金の成果と課題は。⑥　中高生へ保育職場体験を働きかけていると聞くが結果は。⑦　「こども誰でも通園制度」の本市での試行、需要の見込み、利用上限時間の拡充、補助単価、対象施設について。⑧　特性のある子の利用への加算はあるのか。⑨　ニーズへ対応していくために更なるマンパワーの確保が必要ではないか。 |

≪質問①≫

　幼稚園・保育園等での「発達支援コーディネーター」はどのように研修を実施してきたのか。小中学校の特別支援教育コーディネーターの違いはどこにあると考えられるか。

≪回答①≫（三ツ井子ども青少年部長）

　発達支援コーディネーターにつきましては、保育所や幼稚園などに勤める保育士等を対象とし、発達支援の基本を学ぶ全７回の研修により、保育・教育現場の様々な場面で適切にサポートできる人材を養成する本市独自の取組で、平成２５年度から継続的に実施している事業でございます。

　受講後においても研修の講師が各園を巡回して助言を行うなどのフォローアップを実施しておりますが、保育・教育現場の支援の質の向上を図ることを目的としていることから、受講者の各園での職務内容については、各園の実情に沿ったものとしており、明確にはしておりません。

　また、本市教育委員会が各学校に置いている教育相談コーディネーターにつきましては、支援教育に関する校内での中心的役割を担っているものと認識しております。

≪質問②≫

研修を受ける保育士等への加算をするべきではないか。

≪回答②≫（三ツ井子ども青少年部長）

市といたしましては、研修を通じた人材育成は各園での保育・教育の質の向上に寄与するものであり、コーディネーター個人に特定の業務や任務の遂行を位置づけるものでないことから、現在のところ加算の必要性はないものと考えております。

≪質問③≫

保育園向けの市単独補助である特別支援保育と個別支援保育の制度はどのような内容か。

≪回答③≫（三ツ井子ども青少年部長）

特別支援保育事業につきましては、障がい者手帳や診断書がある児童の受け入れに係る配置基準外の保育士の雇用経費等を施設に対し助成する事業でございます。

また、個別支援児童受入助成につきましては、特別支援保育事業の対象外となる児童のうち、保育園から個別の支援が必要との申し出があった児童について、市が実地で確認し、支援が必要と判断できた場合に、施設に対し配置基準外の保育士などの雇用経費等を助成する事業でございます。

≪質問④≫

近隣他市と比較した場合、本市の保育士配置基準は十分ではないと考えるが、１歳児の配置基準をさらに手厚くする考えはあるのか。

≪回答④≫（三ツ井子ども青少年部長）

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」におきましては、１歳児６人に対し１人の保育士の配置が最低基準とされている中、本市では１歳児５人に対し保育士1人を配置することにより改善を図ってまいりましたが、近隣自治体の多くではこれよりも手厚い基準で保育士が配置されております。

保育士の配置基準の改善は、保育の質を確保し、安全・安心な保育を提供することに加え、人材不足が続く保育士の負担軽減の観点から、優先度の高い施策であると考えております。

このため、国が今後１歳児の配置基準を改善した場合には、本市も国を上回る基準改善の検討を進めるとともに、保育士試験対策講座の開催や子育て支援員のさらなる養成など、より幅広い視点で、保育環境の改善と保育人材の確保を進めてまいります。

≪質問⑤≫

保育士を雇用する際に人材紹介事業者を活用した場合、市は保育事業者に対し補助金を出しているが、その成果と課題は。紹介された人材が短期間で離職することはないのか。

≪回答⑤≫（三ツ井子ども青少年部長）

本市の保育士確保補助金は、人材派遣又は人材紹介手数料も対象としており、令和５年度実績では、保育事業者の約６割が人材紹介等を利用しております。

その費用は１施設あたり平均約１２０万円となっていることから、本補助金は保育事業者の負担軽減に寄与しているものと考えております。

一方で、本補助金を活用した人材紹介等の利用につきましては、予期しない退職などへの対応を支援するものであり、根本的な人材確保策とは言い難いことから、市といたしましては、今後拡充していくべき補助金ではないと考えております。

なお、本補助金を利用して雇用した保育士の就業期間を確認いたしましたが、定着率が低いということはございませんでした。

≪質問⑥≫

今年度、中高生への保育職場体験を働きかけたと聞くが結果はどのようなものか。

≪回答⑥≫（三ツ井子ども青少年部長）

中学生の保育職場体験につきましては、コロナ禍において一時中断しておりましたが、今年度当初に中学校長会で改めて依頼を行い、現時点で４校が実施していることを把握しております。

また、高校生については、従来からキャリア教育の一環として実施されており、県立高等学校等からはインターンシップ地域連絡協議会の「高校生インターンシップ推進事業」により、毎年度３０名程度の生徒の受け入れを行っております。

≪質問⑦≫

「こども誰でも通園制度」について、国において試行的事業が実施されているが、本市では試行しているか。実施にあたり、需要をどのように見込んでいるのか。利用上限時間の拡充はあり得るのか。１時間当たりの単価８５０円は問題ではないか。幼児教育施設も対象になるのか。

≪回答⑦≫（三ツ井子ども青少年部長）

乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据えた試行的事業は、令和６年８月末時点で全国１１８の自治体で実施しておりますが、本市では実施しておりません。

需要の見込みにつきましては、国の発出した「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、昨年実施した「子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査」の一時預かり事業の利用意向率や今後の児童数の推移など本市の実情や制度の浸透等を考慮し、ニーズ量を推計しております。具体的な令和１１年度までの量の見込み等につきましては、現在策定中の仮称「藤沢市子ども・若者共育計画」（案）でお示ししているとおりでございます。

次に、一人当たりの利用上限につきましては、現在は国から示された「月１０時間」をもとにニーズ量を算出しております。今後、実施施設の確保に努めてまいりますが、保育所等利用待機児童が発生している本市においては、現時点において拡充を見込める状況にはないものと考えております。

次に、補助単価につきましては、子ども一人１時間あたり８５０円と示されておりますが、安定的に事業運営できる単価として十分ではないとの声が、国の試行的事業を実施している施設・自治体からも挙げられておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、実施場所につきましては、試行的事業では、対象施設を認可保育園及び幼稚園に限定しておりませんので、認可外保育施設の一形態である幼児教育施設も実施場所になりうるものと認識しております。

≪質問⑧≫

特性のある子の利用にあたり、加算はあるのか。

≪回答⑧≫（三ツ井子ども青少年部長）

本事業は、全ての子どもの育ちを応援するための制度として創設されております。試行的事業では、障がい児等の利用に際して保育従事者を加配する場合に加算を適用することとしており、障がい児の場合、子ども一人１時間あたり４００円を、また、医療的ケア児の場合は、２，４００円を加算することを基本としております。

≪質問⑨≫

「通園制度」のニーズへ対応していくために更なるマンパワーの確保が必要ではないか。

≪回答⑨≫（三ツ井子ども青少年部長）

本事業を実施するにあたっては、国が定める予定の「設備及び運営に関する基準」に基づき従事する職員を配置する必要があり、有資格者である保育士の確保が課題となります。

試行的事業では、運営形態によりましては「子育て支援員研修」等を修了した者を保育従事者の一部として充てることができる場合もありますので、こうした人材の活用も検討してまいりたいと考えております。